言語社会史のなかの少数言語

――フランス革命期の事例から――

原　　　聖

1. はじめに――ブリュノと言語社会史

私は，本書で扱ったさまざまな文献や史料をほかの人びとがこれは意義深いと認めてくれればうれしいと思うし，私のような考えで，ないしはほかの視座からでも，これを踏み台にした研究がますますさかんになればうれしいと思う。そうなれば，言語史は，一般の歴史学のいろいろな研究成果をとりいれて豊かになり，また逆に，この歴史学一般にさらに深みと人間味を加味させることに貢献できよう。言語とはまさに社会的事象であり，これは個々人の各種のもくろみによって変化もするが，いちにもににも集団的に生みだされるものなのであり，したがって，時代時代で，さまざまな考え方，慣習，生活を鏡にうつしだすものである。（フェルディナン・ブリュノ『フランス語史』第7巻，1926年序文より）

フランスにおいてことばと社会の歴史をひもとくには，フェルディナン・ブリュノ（1860〜1938）の『フランス語史』は参考文献として欠くことができない。そればかりか，これを陵駕する研究書はここ当分でることはないであろうとまでいわれている。ところが，この『語史』の彼自身の手になる最終巻（第11巻第2部，「大革命・帝政期の国外のフランス語」）は，彼の死後40年以上もたってから（1979年，再版ではない！）やっと日の目をみたのであった。(1)

なぜこうした事態にたちいたってしまったかについては多言を要さないであろう。ソシュール以降の言語学主流派は，その対象から歴史一般を理論的に捨象してしまったし，その一方で，社会や歴史をその対象にかかえるはずの傍流の（とあえて呼ぶが）言語学，すなわち，メイエなどの歴史比較言語学，ジリエロン，エドモンにはじまる方言学，またドーザの言語地理学は，それぞれがみ

ずからの領域を限定し，からのなかにとじこもることによって，歴史学や社会学との関係をたちきってしまっていた。(1bis)

おそらく，1968年のいわゆる5月革命とあい前後して，学問の細分化状態が問いなおされるなかで，言語学者たちも，言語と社会の関係について考えなおすようになった。たとえば，1969年に創刊された『フランス語』誌（ラルース社，季刊）で，「言語学と社会」（第9号），「言語史」（第10号），「言語と歴史」（第15号），「言語学と社会言語学」（第34号），さらには「言語学の社会史にむかって」（第63号）などと特集をくんでいるのも，そのあらわれである。こうしたなかで，冒頭に引用したごとく，一般的な歴史学との連携を保ち，いわばひとつの全体をめざそうとしたブリュノの姿勢があらためて注目されることになった。ブリュノは，第7巻の序文で，みずからの方法論を「社会学的文献学」philologie sociologiqueと呼んでいるが，おそらくこれは，今日のことばでいえば，社会言語学，ないしは言語社会史に相当すると考えられる。

こうして，1975年，ブリュノの仕事をどうひきついでいくかについて，おそまきながら，専門家会議が開かれた。ブリュノの全体を指向するその精力的な研究姿勢はまさに圧巻というほかないが，19世紀の比較言語学者らがそうであったように，語彙への関心が異常に高く，文法的事項と比べるとふつりあいな部分も少なくない。したがって，こうしたことをふまえつつ，さらには，社会言語学など今日の学問的成果をとりいれながら，ブリュノの意図を継承していくことで，とりあえず合意ができた。とはいえ，残された時代，すなわち，1815年以降現在までについては，ともかくも完結させる必要がある。こうして，内容の構成や量をそれ以前の時代とあまりかえることなく，4分割して『語史』の続編があまれることになった。

1985年，ようやく，集団の手になる最初の仕事，『語史』の通算24冊目にあたる1880～1914年の巻が出版された。今後，1914～1940年，1940～1985年と進み，最後に，フェルディナン・ブリュノの直接の弟子，シャルル・ブリュノが文学史だけにとどめた19世紀（1815～1880年，『語史』第12～13巻）について刊行されることになっている。(2)

なお，ブリュノと同時代の歴史家のなかで，ブリュノの意図したようなことばの歴史を「歴史」として正当に評価していたのが，リュシアン・フェーブルであったことはつけくわえておいてもむだではなかろう。『歴史綜合誌』におけ

るブリュノ『語史』の書評（書評にとどまらないものである），その他，言語・言語学にかかわる彼の数々の論文は，この歴史家の，いわゆる全体指向のあかしとして評されるものである。(3)

本稿では，ブリュノの路線の再評価を意図しつつ，フランス革命期を例にとって，私自身の主要な関心である少数言語を中心として，一連の政治的事件のなかで，言語問題がいかなる形で展開していくか，今後の研究への提起も含めて素描することにしたい。

2. フランス革命前夜の言語状況

フランス語は，ヴィレール＝コトレ法（1539年）以来，行政・司法における書きことばとして着実にその使用範囲を広げ，大革命前夜の段階では，この面で王国のほとんどの地域を征服していた。ただし，ベアルンやアルザスなど，法律や公文書でも地元のことばが使われつづけていた地域があったことは，今日の少数言語復権運動を考えるうえでも，とくに留意しておく必要がある。

話しことばのレベルでは，大革命のさなか，グレゴワール師の報告が象徴するように，国民の大多数をしめる民衆階層がほとんどフランス語化されていない以上，フランス語の使用はまったく限られた部分にとどまる。アンシャン＝レジーム以前の段階では，パリ周辺部と高位貴族のことばにすぎなかったフランス語は，書きことばとして全国を征服するにしたがって，地方の貴族，行政官，司法官，そして上層ブルジョワ階層の話しことばになりはじめていた。が，これ以上は進んでいない。グレゴワール師が演説で示した，フランス語をしゃべれる人は（2600万人中）300万人をこえないという数字はけっして誇張ではないはずである。(4)

大革命という社会的大変動が，このようないわば安定したことばの社会的二重構造をゆるがし，また，ことばのイデオロギー化を通じて，フランス語は，地方の民衆の話しことばにまで浸透していく思想的基盤を獲得する。

3. 翻訳の時代

大革命にはいってからだされたことばに関する最初の法律は，1790年1月14日の法令である。これは，バイヨル（フランドル地方）の代議士ブシェットF. J.Bouchette（彼自身，すでにこれまでの法律をフランス語に訳していた）の

発議によるもので,「執行部は,国民議会の諸法令が,フランスの各地方で使われているすべての地方言語 idiomes で出版されることをねがう」と規定した。(5)

問題は,この地方言語が具体的にどの言語を対象としたかであるが,翻訳された,ないしはされようとした事実関係から,対象となったといえるのは,オック諸語(ガスコン語,ベアルン語,プロヴァンス語その他),バスク語,ブルトン語,(6) イタリア語(コルシカ島),(7) ドイツ語(アルザス・ロレーヌ地方),フラマン語,そしてカタラン語である。(8)

まず,ここではオイル諸語がまったく無視されている点を指摘しておきたい。グレゴワール師の調査でもわかるように,オイル語の地方も話しことばまで標準(フランス)語化されていたわけではないが,パリのことばにあまりに近かったため,はじめから翻訳の対象とはされなかったのである。翻訳の意義は,民衆に革命の進展を理解させ,革命思想の普及をはかることであり,相互理解をさまたげない程度のちがいであれば,翻訳など考える必要はなかったのである。

翻訳に際しては,地方によっては,その他方の「標準語」に訳すよう努力がなされたことにも注目しておきたい。これも,より多くの人びとが理解するようにとの配慮のあらわれである。たとえば,ガスコーニュでは,「あらゆる土地なまり jargons の中間的ガスコン語 gascon mitoyen」に翻訳された。(9) アルザスでは,「印刷されたことばは,人びとのしゃべる方言ではなく,少しでも教育を受けた人であればみな難なく読める文章語であった。」(10) ブルトン語の場合も,「翻訳は片言のブルトン語ではない。こういえば誤りであるばかりか,不当でもある。なぜならば,これは,不幸にして教会と同等の,しかし最良のブルトン語である。私が思うに,この翻訳はブルトン語カテキズムの最良のレベルにある。」と研究者は指摘する。(11) この翻訳者はおそらくブルトン語でカテキズムを習った者であり,翻訳においては,革命は教会につきしたがったわけである。

この翻訳政策は,翻訳者(地方言語が自由にあやつれて,そのうえ革命思想にも理解がなければならない)がなかなかみつからなかったり,また,翻訳それ自体に疑問を投げかける議論のなかで,オック諸語のようにかなり進展した地域もあれば,アルザス,バスク,ブルトンの各地域のように,それほどはかばかしく進まない地方もあった。

さて，立法議会が使命をおえ，国民公会が成立して（1792年９月21日）まもなくの，1792年11月７日，翻訳を促進するための委員会が設けられ，ドイツ語，イタリア語，カスティリア語[12]，バスク語，それにブルトン語に法令を翻訳することが決められた[13]。

ここでオック語がぬけおちている[14]。これは，翻訳が比較的順調に進んでいたため，あえて指摘しなくても今後も翻訳されるものと考えた，と解釈できないわけではないが，次のように，ひとつの言語（地方言語 idiomes）と方言（地方なまり jargons）とを区別する考え方がこの時期すでに出されて，オック語をひとつの言語として認めないと考えるようになってきたため，とも解釈できる（次節の教育政策の場でより明確になる[15]）。

> 地方的な言語 patois[16] をもたない農村地方の住民は，一般にたいへんくずれたフランス語をしゃべっている。作家は，彼らにこうしたことばを使わせて舞台にたたせるので，彼らは笑い物の対象でありつづけ，こんな人たちをみて，都会人は，一種の優越感をあじわうのである。封建制のもとで，彼らがしかたなく下賤の身につながれていた時分にはこれでよかったかもしれないが，いまや，ラシャが絹と並んで流通し，これにとってかわろうとしている時代であり，尊敬すべき農村の人たちが，舞台にたって観客をうならせようとするのであれば，こんな変な，笑いものになるようなくずれたことばを使うべきではない。（『クロニック・ド・パリ』1792年11月10日[17]）

翻訳政策は，モンタニアール派の独裁開始後（1793年６月以降）も続いた。1793年６月20日には，「内務大臣が翻訳事務所を運営しつづける責務をもち，ドイツ語，イタリア語，ブルトン語，バスク語に各法律を翻訳する」とされ，同月27日のコルシカに関する法令はイタリア語訳もでた。さらに，この政策は恐怖政治期（同年９月以降）も維持された。同年12月４日，「フランスでなお用いられているさまざまな言語に法令を翻訳し，また，フランス共和国と自由の利益に合致して，諸外国への宣伝のための案内，報告，演説，法律を外国語へ翻訳するのに必要な翻訳家を法令発送委員会がその事務所に集めること」を決めている[18]。じっさいに，法令のブルトン語訳は，1793年10月28日以降，翌年４月11日のものまで，16例が確認されている[19]。また，1793年11月から，1795年６月まで，ストラスブールにおける地区布告令は例外なくバイリンガルで印

刷された。[20]

しかし，この時点ですでに，学校教育に関して，これとはまったく対立する政策が進められていたのである。

4. フランス語化へむかって

翻訳は地方の民衆に情報を提供し，革命の意味を理解させる方策であった。これはむしろ便宜的観点が優先したものであって，ことばをイデオロギー的に革命と結びつけるものではない。言語問題が理論的にとりくまれることによってはじめて，便宜的とはいえない政策が打ちだされるようになる。これが行われるのが学校教育の場面である。フランス語化教育の必要性は革命以前にもいたるところで主張されていたはずであり，革命期でも，数多くの人がこの考えをいだいていたはずであるが，中央の議会のレベルでこれをとりあげたのは，おそらくタレイランが最初であろう（1791年9月10，11，19日の憲法制定国民議会における報告)。彼はこのなかで，学校教育の目的として，「国語を話し，書くことがまず第一である。なぜならば，社会においてまず必要なことは，思想や感情をたがいに理解しあうことだからである」と述べた。そして，「〔方言の解消という〕目的に至るために行うべきは，当然次のようなことである。すなわち，幼年期の子どもに言語を教えるのにもっともよい方法は，子どもがみずからの言語を本能的に会得するそのやり方に近づけることであり，これを行わなければならない。[21]」つまり，母語習得を範とする国語教育の必要性が説かれたわけである。[22]

革命の進展のなかで，これが具体的な政策に結実するにはまだ時を要した。この時期，たとえば，ストラスブールでは，ドイツ語・フランス語のバイリンガル教育（1791年5月，ストラスブール市会の提案）や母語教育（ストラスブールのあるドイツ語紙の提案）が主張されている。[23] 1791年10月，立法議会が成立し，公教育委員会が設立されるが（10月14日)，ここでもことばに関する具体策はいぜんだされない。国民公会成立後の1792年12月18日のラントナLanthenasによる「フランス語を理解しない地域に対する教育についての報告」でも，バイリンガル教育が提案されている（これは討議にはふされなかったが)。[24]

とはいえ，とくに地方派遣官吏の側からは，この時期すでに，地方のことばに対する敵対感が生まれていた。たとえば，1792年10月29日のユスタリッツ

（バスク地方）からの報告がある。「もうみんなが狂信的である。フランス語をしゃべれる人がほとんどいないのだ。バスク人の司祭たちやその他の不逞のやからどもが，この地方のあわれな住民たちに，かって気ままに法令を解釈して説いている。」また，レンヌ（ブルターニュ地方）からの報告（1793年9月17日）では，「もっとも狂信的な地域では，理性の言語，フランス語がまったく通じないので，この狂信によるわざわいと荒廃はとりのぞこうにもなかなかうまくいかない。農村の住民たちは，自分たちのあいだでしか通じない地方言語しかしゃべれないし，しゃべろうとしない。」[25]

1793年10月21日の法令（通称ヴァンデミエール法）は，フランス語教育を規定することで，大革命の言語政策の転換点となった。子どもたちの義務を規定するなかで，ここではじめて，「彼らはフランス語を話し，読み，書くことを学ぶ」と規定された。続いて，同月26日には，「共和国全域で，教育はフランス語だけで行う」と規定する条項が追加された。[26]

さて，これを具体的にどう実行に移そうとしたか。ストラスブールでは，これからまもなくの同年12月2日，市委員会によって，市の各区にひとりづつフランス語を教える教師をおく決定をし，同月25日には教師募集を公告した。[27]これを全国に広げたのが，翌1794年1月27日の国民公会令である。この法令では，住民がブルトン語，イタリア語，バスク語，ドイツ語，そしてフラマン語をしゃべるすべての県で，これから10日間のあいだにフランス語教師が任命されるようにと，決定された。また，同年2月18日には，カタラン語地方とロレーヌ地方がこれに追加された。[28]もちろん，ここでいう10日間という規定はまったく意味をなさないものであるが，少数言語からみて重要なのは，ここでオック語が除外されていることで，これは，この政令の提案者バレールの次のような考え方がその反対（じっさいに，オック語諸地方をこれにつけ加える修正案がだされた）をおしきったためである。

〔この政令にあげた地域〕以外の諸県に粗雑というほかない地方言語が存在していないというわけではないが，この場合，国語とまったく対立するわけではないので，国語を知るさまたげにならないのである。国語は，こうした地方で，どこでもみんながうまく使えるとはけっしていえはしないが，少なくとも，理解するのは容易である。[29]

オック語は，フランス語と同系であるがゆえに，しかも同じく同系のカタラ

ン語とちがって外国と関係しないゆえに，一個の言語の地位を剥奪され，いわば方言の地位に格下げされる。(30)

このフランス語教育政策は，対象となった各地方ですぐに効果をおよぼすものではなかったが，これを契機として，アルザスでは，ブリュノが「ことばの恐怖政治」と呼ぶ状況を迎える。(31)これは一般に恐怖政治と呼ばれる時期にほぼ対応するが，なぜアルザスだけがこうした事態になったかといえば，ここでは，革命の初発段階から，地元の言語（この場合はドイツ文章語）による出版活動がほかの地方に比べて段違いに活発だったからである。(32)1793年11月24日，アルザスの住民の4分の1をギロチンにかけることが語られる。1794年4月14日，バ＝ラン県会（ストラスブールを中心とする北部アルザス地方）はあらゆる行政書類のフランス語化を命じた。同年5月3日，同県の印刷はすべてフランス活字（ゴチックではなく）によることが命令され，同月6日には，アルザスの住民をほかの地方に移住させることが語られる。同月29日，ストラスブールのプロテスタント教会の大学は，「ドイツ語使用の悪の根源」として廃止が要求され，6月29日には，ストラスブール市会はすべての看板のフランス語化を命じた。(33)空想的な考え方と現実的な措置がいりまじるが，こうした現実的な措置でさえ，ほとんど実現する期待のもてないものである。フランス語の教師の募集についてすらも，ストラスブールでは，1794年3月12日，再度公示されたが，4月20日，いぜん大幅にたりないことが確認される。(34)もっともこれに関しては，とくに重視されたアルザスに限ったことではなく，ブルターニュ，ことにフィンステール県では，この法令の効果はまったくみられず，フランス語教師が登用された形跡がない。(35)フランドル，プロヴァンス等でもしかりである。(36)

恐怖政治下において，革命は，現実と具体的政策の効果を評価する余地をもたずに，理念のみが急転回で進行していく。1794年5月12日，マルセイユでは，プロヴァンス語による演劇の上演が，「フランス人の一体性は，言語においても存在しなければならない」という理由で中止された。(37)このような理念的なフランス語政策の，それまで行われてきた翻訳という現実に対する，決定的な勝利を象徴するのが，同年5月30日の次のできごとであった。この日，公教育委員会は，グレゴワール師（彼は前述の翻訳事務所のメンバーだった）に，法令で決められた翻訳の進展状況の調査を命じた。しかし，まさにこの日，彼は，国家公安委員会から，その後有名を博すことになる演説を国民公会で行う許可

を受けたのである。[38] 6月6日，「地方的な言語を解消し，フランス語の使用を一般化する必要性と方法について」が国民公会で発表される。[39] 明らかに，この演説が，フランス語以外のことばの使用を禁止する次のような法令の発布（同年7月20日）につながった。

第1項。この法令の発布日から，共和国の全域で，すべての公文書はフランス語のみによって書かれなければならない。

第2項。この法令の発布日から1ケ月後以降は，私署証書を含むすべての証書は，フランス語で書かれていなければ登録できない。

第3項と第4項で，違反の場合，6ケ月の禁固と文書破棄を言いわたされることが規定された。[40]

この法令の発布からわずか1週間後の7月27日，テルミドールのクーデタによってロベスピエールは失脚し，恐怖政治は終わりを告げるとともに，この法令も実行不可能なものとなる。ストラスブール市会がこの法令の発布を知ったのは，ロベスピエール失脚後の8月1日にすぎない。[41] しかも，1ケ月後の9月2日には，この法令は執行停止となってしまう。[42]

5. バイリンガリズムへの回帰

恐怖政治の終了後は，いわば理念が現実と妥協していく。とくに教育に関してはこれがはっきりあらわれる。1794年10月19日～20日に採択された公教育委員会のあらたな計画では，「特定の地方言語の使われている地域では，フランス語がすみやかに共和国市民すべての使える言語となるように，教育は地元のことばとフランス語をとりまぜて行う」と規定された。ここでは，いわば同等のバイリンガリズム論がとなえられたわけだが，これには異論がでて，11月17日に布告された法令の文面では，「教育はフランス語で行われ，各地の地方言語は補助手段としてなら使用できる」となった。[43] その後，こうした規定が現実にそぐわないことがますますあきらかになって，政策はさらに後退をよぎなくされる。1795年8月24日，公教育委員会で検討された案では，「教育はフランス語で行うこと」（第5項）が含まれていたが，同委員会はこの条項をはずして採択してしまった。「小学校では，読み書き計算と道徳の初歩を教える」とのみ述べられ，フランス語で行う規定は消えてしまったのである。[44]

公文書のレベルでは，フランス語化政策がうちだされた期間があまりにも短

かったため，アルザスやプロヴァンスの中小コミューンでは，中央の動向に関係なく，その土地のことばの使用が続いていたところもある。たとえば，アルザス地方のブックスヴィレールの市議会議事録は，恐怖政治期にフランス語が優勢にはなったものの，ドイツ語も使われつづけ，これは1815年9月まで続く(45)。また，プロヴァンス地方のヴァール県カラ（ドラギニョン付近）の人民協会では，プロヴァンス語が使われなかったのは，1794年7月末から8月末までのわずか1ケ月にすぎない(46)。

6. ナポレオンの時代の言語問題

少数言語からみて，この時代のもっとも重要な事項は，教会における問題である。総裁政府下の1797年8月から11月にかけて，第1回フランス教会会議が開かれ，次のように決定された。

日曜日に，聖堂区ミサのほかにいくつかのミサをもつ聖堂区では，最初のミサと最後のミサで，使徒書簡と福音書の後に，これに付随する教訓を俗語で信徒に説明する（1797年11月6日に採択された教令第3項(47)）。

フランスのすべてのカトリック教会では，この教令発布日から，日曜説教はフランス語で行うこと（同年11月9日，第2の教令，第1項）。

フランス教会で単一の典礼を編成するにあたっては，秘跡の授与はフランス語で，秘跡形式はラテン語で行う（同第3項）。

独特の方言が使われている司教区では，司教は，国語が人びとのあいだに広まるよういっそうの努力をすること（同第4項(48)）。

時には法的な強制措置もともなう国の施策とちがって，教会の場合は，下部における対応がまことに柔軟なので，こうした決定が行われても，すぐに秘跡授与その他がすべての地方でフランス語化される（ないしはその方向にむかう）わけではない。好例はカテキズムの場合で，1806年，フランス国内での典礼の統一という方針にそって，カテキズムの帝国統一版が出版されたが，地方の司祭たちの要望によって，これをフラマン語，ブルトン語，ドイツ語に訳す許可がだされ，それぞれ出版された(49)。

言語政策についてみると，全国的には，1802年5月1日に出された公教育に関する法律のなかに，学校での「地方的な言語」の使用を禁止する条項がある(50)が，おそらくアルザスに関するものがもっとも代表的なものであろう。1798年

5月6日，バ＝ラン県行政令で，同県のフランス語教育が義務化され，さらに，1803年6月13日，第1執政官令で，フランス語は，アルザス全域の公用語としてその使用が義務化される(51)。とはいえ，こうした措置は，恐怖政治期の法令の場合と同様，実効性のとぼしいものだったはずである。フランス語化がほとんど不可能という状況に対する権力側のいらだちが，かえって，この地域への何度もの法令発布にあらわれているといっていいであろう。

7. むすびにかえて

> 家庭のなかでは，地方言語がまだ各地ではばをきかせてはいたが，この時代からは，昔のようにたんに行政レベルにとどまらず，政治的にも社会的にも，フランス全体が生活をともにするようになった。大革命という激動期を経て，この共通の基盤は，その後多少減退することはあっても，もはや消えることはない。（ブリュノ『語史』第9巻(52)）

フランス語が拡大する回路は，大革命を経て，行政レベルの一方通行から，人びとの生活場面全域におよぶ多様なレベルの相互通行にかわり，これをさらに早める政治経済構造がかたまっていく。とはいえ，これで，フランス語はいっきょに周縁地域や社会的下層にまで到達するわけではない。義務教育，兵役，そして，ラジオ，テレビとあらたな回路を獲得するたびに，フランス語の浸透圧は強まるが，逆に，これが目にみえて強まると，地方言語の側では，言語擁護運動という，対抗運動を形づくって，みずからを防衛しはじめる。

（注）

(1) 『語史』のことばと社会に関する部分で，私自身が調査参照した巻は次のとおり。BRUNOT, Ferdinand, *Histoire de la langue française des origines à 1900* (nouv. éd. : *Histoire de la langue française des origines à nos jours*), t. 1 : De l'époque latine à la Renaissance, Paris, A. Colin, 1905 ; 1924^3 ; nouv. éd. avec la biblio. établie par J. Batany, 1966 ; t. 2 : Le XVI^e siècle, 1906 ; 1922^2 ; 1947^3 ; nouv. éd. (biblio. et notes complem. par H. Naïs), 1967 ; t. 3 ; La formation de la langue classique 1600—1660, 2^e partie, 1911 ; nouv. éd. (biblio. par R. Lathuillère), 1966 ; t. 5 : Le français en France et hors de France au XVII^e siècle, 1917 ; nouv. éd. (biblio. par R. Lathuillère), 1966 ; t. 7 : La propagation du français en France jusqu'à la fin de l'Ancien Régime, 1926 ; nouv. éd. (biblio. par F. Deloffre et J. Hellegouarc'h), 1967 ; t. 8 : Le français

hors de France au XVIII siècle, 1934-1935 ; nouv. éd. (biblio. par F. Deloffre et J. Hellegouarc'h), 1967 ; t. 9 : La Révolution et l' Empire, 1927 ; nouv, ed. (biblio. par S. Moncassin), 1967 ; t. 10 : La langue classique dans la tourmente, 1943 ; t. 11 : Le français au dehors sous la Révolution, le Consulat et l'Empire, 2e partie : le français au dehors sous le Consulat et l'Empire, préface de G. Antoine, Paris, A. Colin, 1979. なお，本稿での引用は，第7巻，第9巻，第11巻の新版からに限られるが，*HLF* : VII (IX, XI) : (ページ数) で略記する。

(1 bis) メイエやドーザの名誉のために，一言つけ加えておくと，彼らはとくに社会学的な面に関しては相当な関心をもちつづけ，こうした分野で業績を残している。たとえば，cf. A.Dauzat, 'L'orientation sociologique actuelle dans la science du langage' *Revue de l'Institut de Sociologie,* sep. 1920 : 7—23. とはいえ，問題は，こうした意図にもかかわらず，彼らの確立した新しい領域が，結果的に学問の細分化をうながしてしまったことである。

(2) 以上の部分については，G. Antoine, 'Préface', in : *HLF*: XI : V—IX ; id., 'Préface', in : *Histoire de la langue française, 1880—1914*, Paris, CNRS, 1985 : 1～9 に多くを負っている。

(3) Cf. Lucien Febvre, 'Langue et nationalité en France au XVIIIe siècle', *Revue de Synthèse historique*, t. 42 (1926) : 19—40. これはブリュノの『語史』第7巻の書評。その他，同誌における諸論文：'Histoire et dialectologie', t. 12; 'Histoire et linguistique', t. 23; 'Le développement des langues et l'histoire', t. 27 など。

(4) この時期のことばの社会的状況については，*HLF*: VII : 301—334 ; P. Lévy, *Histoire linguistique d'Alsace et de Lorraine,* Strasbourg, 1929, t. I : 345—346 (以下では*HLAL*で略記)。なお，グレゴワール師をめぐっては，日本で次のような論文がでている。天野知恵子「ことば・革命・民衆—— フランス革命下におけるグレゴワールのアンケート調査分析 ——」『社会史研究』6 (1985) : 184—206 ; 糟谷啓介「言語の＜位階制＞と＜民主制＞——リヴァロルとグレゴワール」『一橋研究』11巻4号 (1987年1月) : 139—154.

(5) *HLF* : IX : 25.

(6) 大革命当時は le bas breton という言い方が使われているが，この表現は，これが Basse-Bretagne 地方で話される言語であることからきている。現在はたんに le breton と表現し，この le bas breton は使われない。ちなみに，この場合の Basse はより海に近いという意味で，低地という意味ではない。じっさいに，Haute-Bretagne に比べて，Basse-Bretagne の方が山地が多い。

(7) 対象としては，当然，コルシカ島のイタリア語である。コルシカ語をさす le corse という表現は今世紀になってからのもので，当時は概念的に存在しなかった。実際に翻訳に使われたのは，おそらくアルザス・ロレーヌ地方がそうであったように，標準的書きことばすなわちイタリア文章語であろう。

(8) *HLF* : IX : 31, 33 ; *HLAL* : II : 74。また，M. de Certeau et al., *Une*

politique de la langue, Paris, 1975：288の地図によれば，カタラン語地域であるルシヨン地方では，翻訳が計画されたが，1792年11月10日の時点でまだ実現されていない。

(9) *HLF*：IX：31.

(10) *HLF*：IX：49. これはルターが基礎をかためたドイツ文章語と考えてよく，アルザスにおけるこの伝統が強固なものであったことを示している。ただし，次節で述べるとおり，この文章語が「外国語」ととられて，アルザスにおける排外主義（反ドイツ主義）を助長することになる。

(11) J. Loth, 'Un décret de la convention nationale en breton', *Annales de Bretagne*, t. VII(1891)：498. ブルトン語では，教会とくにそのカテキズムが文章語をつちかううえで中心的役割をはたした。くわしくは，拙稿「フランス少数派言語のカテキズム――ブルトン語の事例を中心に――」『一橋研究』第9巻第4号（1984年1月）参照。

(12) カタラン語を，スペインで話されていることばとして，おそらく意図的に混同したものと思われる。Cf. *HLF*：IX：157, n. 4.

(13) *HLF*：IX：158―159.

(14) フラマン語もおちているが，これへの翻訳はこれ以降なされなかったわけではない。Cf. *HLF*：IX：45―46, 160―161. この場合は翻訳が進展していたためか？

(15) この時期以降，オック語への翻訳がまったくなくなったわけではないようである。たとえば，プロヴァンス地方ヴァール県Villecroseという小村の例がある。Cf. *HLF*：IX：164―165.

(16) この場合は，地方言語，少数言語をさすが，この単語自体の用法はこの時期なおあいまいで，idiomesと対立させて用いる場合も多い。いずれにしても，軽蔑的ニュアンスの強い用語である。

(17) *HLF*：IX：159.

(18) *HLF*：IX：162―163. 翻訳のなかで，いわゆる少数言語への翻訳と，国外へむけた「外国語への翻訳」（こちらがあとのはず）とのかねあいについては，今後の課題として残っている。

(19) D. Bernard, 'La Révolution française et la langue bretonne', *Annales de Bretagne*, t. 28 (1912―1913)：310―315. これ以前の法令については，翻訳された形跡はあるが，現物がみつかっていない。法令以外ではもちろん存在する。Cf. *ibid.*：287―309.

(20) *HLAL*：II：26. ニース，コルシカでのイタリア語，また，カタラン語，バスク語の1793年2月から7月頃にかけての翻訳状況については，*HLF*：IX：165―166.

(21) *HLF*：IX：97.

(22) この考え方は，第三共和制期の「母語方式」そして今日の「直接方式」の言語教育に通じるものである。Cf. 拙稿，「ブルトン語の抑圧と擁護」『思想』1982年7月号：31.

(23) *HLAL*：II：74.

(24) *HLF*：Ⅸ：135—136.

(25) *HLF*：Ⅸ：176.

(26) *HLF*：Ⅸ：147—148.

(27) *HLAL*：Ⅱ：75.

(28) *HLF*：Ⅸ：183—184. この1月27日は，バレールの有名な演説「連邦主義と迷信はブルトン語を話す……」が行われた日である。別の意味で興味深いのは，同日の政令のなかで，「(共和暦の) 旬日の休みの日には，教師たちは，共和国の法律を口頭で翻訳し，民衆に読んできかせる……」と規定したことである。民衆レベルでの翻訳政策は，学校教育におけるフランス語化政策と平行的に，継続されていた。もっとも，教師はほとんど派遣されなかったので，こうした翻訳も実際には行われることがあまりなかったであろうが。

(29) *HLF*：Ⅸ：196.

(30) 現在でも，オック諸語の標準語であるオクシタン語は，学士号など教育を整備するうえで必要な資格が認められていないが（ブルトン語，カタラン語，バスク語などでは認められている)，認められない理由として，よくあげられるのが，こうした方言にすぎないという主張である。Cf. ex. H. Giordan (ed.), ***Par les langues de France***, Paris, Centre Georges Pompidou, 1984：61—62.

(31) *HLF*：Ⅸ：188—195.

(32) とくに人民協会と新聞ではドイツ語使用がめだった。Cf. *HLF*：Ⅸ：47—50.

(33) *HLAL*：Ⅱ：75—77. 市民たちにとって，ドイツ語を消すことはたやすいが，フランス語で書くとなると別問題である。同年8月3日，ストラスブール市会で，ある官吏は，こうした，住民たちがいうところのフランス語の看板はたいてい「フランス語のしらなさとドイツ語風をにじませるもの」であると述べた。*ibid.*：23.

(34) *HLAL*：Ⅱ：76—77. 1794年4月の時点でアルザス地方400のコミューンのために，わずか30〜40人の応募者があったにすぎない。*HLF*：Ⅸ：226.

(35) L. Ogès, 'L'instruction dans le Finistère pendant la Révolution', ***Bulletin de la Société archéologique du Finistère***, 1941：94.

(36) *HLF*：Ⅸ：223—232.

(37) *HLF*：Ⅸ：250.

(38) *HLF*：Ⅸ：249—250. グレゴワール師は，すでに，5月28日，国家公安委員会で，「共和国の各地に広がる地方言語と地方的な言語について」の報告を行っている。*ibid.*：205.

(39) Cf. *HLF*：Ⅸ：204—214. 演説の全文は，M. de Certeau et al., *op. cit.*：300—317.

(40) *HLF*：Ⅸ：186—187.

(41) *HLAL*：Ⅱ：20, n. 2.

(42) 実際には廃止と同じであった。*HLF*：Ⅸ：291.

(43) *HLF*：Ⅸ：311—313.

(44) ブリュノはこれを「言語政策の放棄」と呼んだ。*HLF*：Ⅸ：319.

(45) *HLAL*：Ⅱ：24—25. ストラスブールでは，アンシャン＝レジーム期の特権が

廃止された1790年のあいだに，議会議事録はすでにフランス語化されていた。しかし，同市の人民クラブでは，1795年１月から，ふたたびドイツ語の演説が許可された。*ibid.*：24，78.

(46) *HLF*：IX：251.

(47) おそらくここで俗語という場合，それはやはりそれぞれの土地のことばであろう。ブルトン語地域では，その後も，ブルトン語によるミサが続く。

(48) *HLF*：IX：375—377.

(49) 前掲『一橋研究』拙稿，とくに注（36）参照。

(50) M. Baris, *Langue d' oil contre langue d' oc*, Paris, 1978：38.

(51) *HLAL*：II：79.

(52) *HLF*：IX：420.

〔補記〕 再校段階で，W. BUSSE et J. TRABANT (eds.): *Les idéologues. Sémiotique, théories et politiques linguistiques pendant la Révolution Française*. Amsterdam, J. Benjamins, 1986. を手にすることができた。これは，1983年10月ベルリンで開かれた専門家会議の報告集である。本稿執筆に利用することはできなかったが，言語社会史的研究が国際的にも広まりつつあることを喜びたい。

（筆者の住所　〒186　国立市東３—14—23　ＣＣ—18）